

米原市制 20 周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要項は、米原市制 20 周年や本市の魅力を市内外に発信するため、米原市制 20 周年冠事業（以下、「冠事業」という。）および市制 20 周年記念ロゴマークの取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(冠の名称)

第 2 条 使用できる冠の名称は、次のとおりとする。

- (1) 米原市制 20 周年
- (2) 米原市制 20 周年記念
- (3) 米原市制 20 周年記念事業

(対象となる事業)

第 3 条 冠事業の対象となる事業は、令和 8 年 3 月 31 日までの期間に実施完了する事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、冠事業の対象としない。

- (1) 法令及び公序良俗に反すると認められる事業
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動を目的とする事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事業

(冠事業の届出)

第 4 条 冠事業を実施しようとする者（以下、「届出者」という。）は、前条第 2 項の各号に該当しない場合に限り、米原市制 20 周年記念冠事業届出書（様式第 1 号）に必要事項を記入、または電子届出フォームに入力の上、届け出ることによって使用できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の届出書の提出を省略することができる。

- (1) 市が使用するとき
- (2) 国または地方公共団体が使用するとき
- (3) 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき
- (4) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (5) 市長が適當と認めるとき

(ロゴマークの提供)

第 5 条 届出者がロゴマークの使用を希望しているときは、電子メールその他の方法により当該者へ提供するものとする。

2 ロゴマークは、別図に定めるとおりとする。

(ロゴマーク使用上の遵守事項)

第6条 届出者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 米原市制20周年記念事業のイメージおよび信用性を損なうことがないように使用すること。
 - (2) ロゴマークのデザイン（色および形状）を改変して使用しないこと。
- 2 ロゴマークの著作権は市に属する。

（事業中止等の届出）

第7条 冠事業の実施を中止する場合は、速やかに市にその旨を届けなければならない。

（紛争等の解決）

第8条 届出者が、第三者との間に紛争等が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責めを負わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年4月24日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第5条関係）

- 1 カラー ①



- 2 カラー ②



米原市制 20周年記念

3 モノクロ ①



米原市制 20周年記念

4 モノクロ ②



米原市制 20周年記念